

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護施設「グループホームさわら」運営規程

～ 第1章 施設の目的及び運営の方針 ～

(事業の目的)

第1条 医療法人佐原病院が開設する(介護予防)認知症対応型共同生活介護施設グループホームさわら(以下「施設」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下「(介護予防)生活介護」という。)事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護(要支援)状態の認知症高齢者に対し適正な(介護予防)生活介護を提供するとともに、地域社会における福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 家庭的な環境の中で、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護職員による入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、健康で明るく自立した生活ができるよう支援する。
- 2 利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努め、その有する身体能力や趣味嗜好に応じた多角的なサービスを提供するとともに、利用者一人ひとりの人格を尊重し、それぞれが自分の役割を持ち、安心して充実した日常生活を送れるよう配慮する。
 - 3 家族との連携、地域の住民やボランティア団体との交流を図るとともに、関係市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療機関や福祉サービス施設との連携体制を構築し、地域密着型の開放的な施設を目指す。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は以下の通りとする。

[事業所名] 医療法人佐原病院 グループホームさわら
[所在地] 福島県喜多方市塩川町字大在家21番地

～ 第2章 従業者の職種、員数及び職務内容 ～

(従業者の定数)

第4条 施設には以下の職種、員数を配置する。

- | | |
|-------------------|-------|
| 一 施設管理者(本項第二号と兼務) | 1名 |
| 二 介護計画作成担当者 | 1名以上 |
| 三 介護職員 | 10名以上 |

(職務内容)

第5条 従業者の職務内容は以下の通りとする。

- 一 施設管理者は、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、円滑な施設運営が図れるよう必要な指揮命令を行う。
- 二 介護計画作成担当者は、利用者の心身の状況や希望・環境を踏まえ、援助の目標や目標達成の為の具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 三 介護職員は、利用者が健康で明るく自立した生活を送れるよう、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話や機能訓練を行う。

～ 第3章 利用定員 ～

(施設の定員)

第6条 施設の利用者の定員は次の通りとする。

[定員] 18名 (1ユニット定員9名 × 2ユニット)

～ 第4章 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容 及び利用料その他の費用の額 ～

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容)

- 第7条 認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、その自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送れるようにすることを念頭に、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスの提供及び必要な支援を行う。
- 2 利用者一人ひとりの人格を尊重し、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう努めるとともに、自らの趣味嗜好に応じた活動ができるよう必要な支援を行う。
 - 3 介護職員は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話や機能訓練などを行い、(介護予防)生活介護が漫然かつ画一的なものにならないよう配慮する。
 - 4 利用者の食事その他の家事全般は、原則として利用者と介護職員が共同で行う。
 - 5 介護職員は、(介護予防)生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
 - 6 介護職員は、(介護予防)生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

(利用料その他の費用及び支払い方法)

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する（介護予防）生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該（介護予防）生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該（介護予防）生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、（介護予防）生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。尚、施設は以下の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、署名捺印の上その同意を受けるものとする。

一 部屋代 [別途、重要事項説明書にて定める]

二 食材料代 [別途、重要事項説明書にて定める]

三 理美容代 [別途、重要事項説明書にて定める]

四 オムツ代 [別途、重要事項説明書にて定める]

五 電気代（個人専用の家電製品の電気代） [別途、重要事項説明書にて定める]

六 利用者の希望により、歯ブラシや化粧品等、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合の費用 [別途、重要事項説明書にて定める]

4 利用者は、施設より指定の金融機関及び口座自動引落とし方式など、利用料の支払いに関する説明を受け、この方式に同意し、毎月の利用料を納付するものとする。但し、利用者等が諸事情により、この方式に同意できない場合は、現金又は振込みにより納付するものとする。

～ 第5章 入退居に当たっての留意事項 ～

(入居)

第9条 要介護者（又は要支援2）であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。概ね65歳以上で、認知症に伴う著しい精神障害や行動異常が無く、概ね自立が出来ており日常生活を送るのに支障の無い方で、家庭環境他により家庭での介護が困難な方等を対象とする。

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態であることを確認するとともに、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の（介護予防）生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずる。

(退居)

第10条 退居に際しては、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、適切な指導と必要な援助を行うとともに、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

2 退居に当たっての条件は以下の通りとする。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 利用者が退居を申し出たとき。
- 三 要介護認定により、「自立」又は「要支援1」と判定された場合。
- 四 極端な暴力行為や自傷行為により、共同生活を送るのが困難になった場合。
- 五 利用者が入院加療や継続的な治療が必要となり、サービスの提供が困難となった場合。
- 六 利用料等の支払いが遅延し、相当期間を定めた催促にも拘らず支払われない場合。

～ 第6章 非常災害対策 ～

(非常災害対策)

第11条 施設は、入居者の特性を考慮し、火災、地震、風水害等の非常災害に備えて、具体的な対処計画を策定し、定期的に避難・誘導・救助などの防災訓練を実施するとともに、非常設備の点検・改善を行い、入居者の安全に万全を尽くす体制を構築する。尚、防災訓練は、年2回以上実施する。

～ 第7章 虐待の防止のための措置に関する事項 ～

(虐待防止に関する事項)

第12条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 本項第一号から第三号までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

～ 第8章 その他運営に関する重要事項 ～

(記録の整備)

第13条 施設は、適正な運営を図るため、日常の運営状況及び入居者へのサービス提供等に関する事項を記録し、状況の適正な把握に努め、以下の記録を備えるものとする。尚、本項第二号については、その完結の日から5年間保存する。

一 施設の管理に関する記録

- (1) 施設日誌
- (2) 従業者の勤務状況等
- (3) 月間及び年間の事業計画と事業実施状況

二 入居者等の情報及び指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する記録

- (1) 入退居の経過記録
- (2) 入居者等に関する個人台帳（病歴、生活歴、家族の状況等）
- (3) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画書
- (4) 上記に基づくサービス利用時の状況経過記録
- (5) サービス担当者会議の記録
- (6) 診療、看護、介護、機能訓練に係る記録
- (7) 診療録等診察に関する記録
- (8) 献立及び食事に関する記録
- (9) 本規程第7条第6項に基づき身体拘束を行った場合の記録（理由、態様、時間、心身の状況等）
- (10) 市町村への通知に係る記録
- (11) 苦情の内容等の記録
- (12) 事故に関する記録（事故の状況、処置等）
- (13) 「運営推進会議」の報告、評価、助言等の記録

三 会計経理に関する記録

四 施設及び設備、備品に関する記録

(勤務体制の確保等)

第14条 施設は、利用者に対し、適切な（介護予防）生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めるものとする。尚、従業者の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

2 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第15条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(協力医療機関等)

第16条 施設は、利用者の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を以下のとおり定める。また、サービス提供体制の確保のため、以下の介護老人保健施設との連携及び支援体制を整備する。

- 一 協力医療機関 医療法人佐原病院
福島県喜多方市字永久7689番地の1
Tel: 0241-22-5321
- 二 協力歯科医療機関 鈴木歯科医院
福島県喜多方市諏訪70
Tel: 0241-24-4230
- 三 介護老人保健施設 ケアホームやまと
福島県喜多方市山都町木幡字鼬塚丁1571番地
Tel: 0241-38-2600

(衛生管理等)

第17条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、食中毒及び感染症の発生又は蔓延を防止するため、必要に応じ保健所の助言、指導を求め密接な連携を保つとともに、空調設備等により施設内の適温の確保に努める。

(掲示)

第18条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程、勤務体制、協力病院、利用料など利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第19条 施設の従業者及び従業者であった者は、正当な理由無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面にて得るものとする。

(居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第20条 施設は、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、又はその従業者に対し、利用者の紹介又は退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与又は收受してはならない。

(調査への協力等)

第21条 施設は、提供した(介護予防)生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているかどうか確認するための市町村の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第22条 施設の運営にあたっては、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行い、地域との開放的な交流に努める。

2 施設は、運営推進会議を設置し、活動状況の報告等を通して、地域の客観的な評価や意見、要望、助言等を聞きながら、地域密着型サービス事業所として適正なサービスの提供及び地域との連携が図れるよう努める。尚、運営推進会議については、別途要綱を定める。

3 施設は、提供した（介護予防）生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣して行う相談及び援助、その他の市町村が実施する事業に協力する。

(苦情処理)

第23条 施設は、利用者及びその家族からの苦情を受け付ける窓口を設置し、受け付けた場合は、迅速かつ適切に対応を行うとともに、その内容及び対処方法等について記録する。

2 施設は、市町村及び国民健康保険団体連合会からの利用者の苦情又は質問等の照会に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合、それに従って必要な改善を行う。尚、求めがあった場合は、改善の内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 施設は、（介護予防）生活介護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及びその際に採った処置について記録するものとする。

2 施設は、（介護予防）生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(附 則)

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和元年10月1日から改定実施する。
3. この規程は、令和4年11月1日から改定実施する。